

## 居宅療養管理指導重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている居宅療養管理指導サービスについて、同意をいただく前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、ご質問ください。

### 1 事業者概要

名称・法人種別	医療法人尚和会 のぞみクリニックあかいわ
代表者名	小林 省二
事業所番号	3 3 1 0 1 1 6 9 0 4
所在地・連絡先	(住所) 〒709-0632 岡山市東区南古都 440-32 (電話番号) 086-254-5150 (FAX) 086-368-1822

### 2 事業の目的と運営方針

- (1) 要介護状態等にある利用者が、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の向上を図ることを目的とする。
- (2) 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携に努めるものとする。

### 3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日・木曜日
営業時間	8時半から17時半まで

※ 土・日・(祝日) 、12月29日から1月3日までは休業日

### 4 事業所の職員体制

医師	4名 小林 省二(管理者)、小林 豊、小林 尚、池田 文
看護師	1名
管理栄養士	1名
事務	1名

### 5 職務内容

職種	職務内容	人員数
医師	居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等についての指導及び助言を行います。	常勤 1名 非常勤 3名
管理栄養士	医師の指示に基づき、食事療養に必要な事項等を記載した栄養ケア計画を作成します。居宅を訪問し、身体の状況や生活上の都合をよくお聞きし、安心できる食事のご提案と療養生活に必要な食事環境作りを支援いたします。	常勤 1名

## 6 費用について

提供するサービスの利用料、利用負担額について

区分	利用料（令和6年6月現在）	利用者負担額 （1割負担の場合）
医師による 居宅療養管理指導	1回あたり5140円	515円
	[同一建物居住者に対して行う場合] 1回あたり4860円	487円
	[在宅時医学総合管理料を算定している場合] 1回あたり2980円	299円
	[同一建物居住者に対して行うもので、在宅時総合管理料を算定している場合] 1回あたり2860円	287円
管理栄養士による 居宅療養管理指導	1回あたり5440円	545円
	[同一建物居住者に対して行う場合] 1回あたり4860円	487円

## 7 個人情報の保護について

事業者は、利用者及びその家族から予め同意を得たうえで、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用います。

## 8 事故発生の対応方法について

利用者に対する居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、岡山県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 9 虐待防止のために措置について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。虐待防止責任者を設置し、指針の整備をします。委員会を定期的に開催し、従業者に対して、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施します。

また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、市町村等に通報します。

## 10 交通費について

訪問診療にかかる費用の他に、1回200円の交通費を徴収いたします。

また、近隣の有料駐車場に車を停めた場合、駐車料金をご負担いただきます。これらの料金は1月の訪問診療費と一緒にまとめて請求をさせていただきます。

## 11 サービス内容に関する苦情相談窓口

(1) 何か問題が発生した時は、医療法人尚和会のぞみクリニックあかいわにご相談ください。

苦情受付窓口（担当者） 大野 珠希 連絡先：086-254-5150

（責任者） 小林 豊

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山市事業者指導課 212-1012 〈受付時間〉8:30~17:00

国民健康保険団体連合会 223-8811 〈受付時間〉8:30~17:00